

庁舎等維持管理業務委託における最低制限価格の取扱いについて

豊後大野市が競争入札に付する庁舎等維持管理業務委託の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

1. 対象業務

庁舎等の清掃業務

2. 適用時期

令和8年3月5日以降に指名通知を行う案件から適用する。

3. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

{ 次の(1)～(5)に掲げる額の合計額 } × 1.10 / 設計額

(1)直接人件費の額

(2)直接物品費の額

(3)業務管理費×30%の額

(4)一般管理費×30%の額

(5)前各号に定める経費以外の経費×84%の額

※(5)の前各号に定める経費以外の経費とは、見積書等により算出されたものをいう。

●制限割合の適用範囲 設定なし

(注1)「直接人件費の額」、「直接物品費の額」、「業務管理費×30%の額」、「一般管理費×30%の額」、「前各号に定める経費以外の経費×84%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

予定価格×制限割合

(注2) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。